

津島市斎場

指定管理者募集要項

令和7年7月

津島市市民生活部生活環境課

目 次

第 1 施設の概要..... 1	3. 指定管理者との協定の締結 9
1. 名称 1	第 6 指定管理者業務の実施..... 9
2. 所在地 1	1. 業務の再委託の禁止等 9
3. 設置の目的 1	2. 暴力団の排除 10
4. 施設の内容 1	3. 情報公開 10
5. 施設における業務 2	4. 保険の付保 10
6. 施設運営の基本事項 2	5. モニタリングと評価の実施 10
7. 施設の利用状況 2	6. 監査委員による監査 10
8. その他施設に関する特記事項 2	7. 災害等発生時の対応 10
第 2 募集の内容..... 3	8. 法令の遵守 10
1. 指定管理者が行う業務の範囲 3	第 7 指定管理者による業務の継続が困難と なった場合の措置等 11
2. 指定管理者が行う管理の基準 4	1. 指定管理者の責めに帰すべき事由による 場合 11
3. リスク分担 4	2. 市の事情による場合 11
4. 自主事業 4	3. その他の事由による場合 11
5. 業務に必要な経費 4	第 8 指定の取消し等..... 11
第 3 申請に関する事項..... 5	1. 指定の取消し等の事由 11
1. 申請に必要な資格 5	2. 指定が取り消された場合等の賠償 ... 12
2. 申請書類 6	3. 指定管理者業務の引継ぎへの協力 ... 12
3. 募集要項等の配布 6	第 9 申請に関する特記事項..... 12
4. 現地説明会 6	1. 申請書類等の取扱い 12
5. 募集内容等に関する質問の提出・回答. 7	2. 費用負担 13
6. 申請書類の提出 7	3. 失格事項 13
第 4 指定管理者候補者の選考..... 8	4. 業務開始前における指定の取消し ... 13
1. 審査の方法 8	5. その他 13
2. 審査の日程 8	第 10 担当部局..... 14
3. 選定委員会 8	別表 1 リスク分担表..... 15
4. 審査の基準 8	別表 2 審査基準表..... 17
5. 審査の実施 8	
第 5 指定管理者の指定及び協定..... 8	
1. 指定管理者候補者の選定 8	
2. 指定管理者の指定 9	

津島市斎場指定管理者募集要項

津島市では、津島市斎場（以下「施設」という。）について、民間事業者の有するノウハウを活用して、市民サービスの質の向上を図り、施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、津島市斎場の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年津島市条例第 17 号。以下「条例」という。）及び津島市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 16 年津島市条例第 25 号）の規定に基づき、津島市斎場の管理運営に関する業務（以下「指定管理者業務」という。）を行う指定管理者を募集します。

第 1 施設の概要

1. 名称

津島市斎場

2. 所在地

津島市元寺町 2 丁目 59 番地 1

※資料 1（施設の案内図）参照

3. 設置の目的

公衆衛生その他公共の福祉の増進を図ること。

4. 施設の内容

(1) 敷地面積

2,078m²

(2) 建築物

ア 火葬棟

木造スレート平屋建 昭和 29 年竣工、延床面積 143.82m²

主な設備：火葬炉設備 2 基、炉前ホール

イ 設備棟

鉄骨造平屋建 平成 26 年竣工、延床面積 117.70m²

主な設備：再燃焼炉 2 基（1 炉 1 再燃焼方式）

ウ 待合棟

鉄骨造平屋建 平成 2 年竣工、延床面積 190.94m²

主な設備：待合室 2 室（和室・各室定員 20 人）、待合ホール、トイレ、事務室

- (3) 駐車場
延面積 137.50m²（敷地内 12 台分）
- (4) 施設の配置等
※資料 2（施設の配置図・平面図）参照

5. 施設における業務

- (1) 死体及び死胎の火葬を行うこと。
- (2) 胞衣及び産汚物の焼却を行うこと。
- (3) 待合室その他の施設を利用させること。

6. 施設運営の基本事項

- (1) 休場日
ア 1 月 1 日
イ 友引に当たる日
- (2) 利用時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
火葬炉の運転回数は、原則として、1 炉につき 1 日当たり 3 回を上限とする。
ただし、1 日当たり 6 件の利用区分のうち 5 件分は、死亡した者の死亡時の住所が市の区域内にある者の火葬に限る。

7. 施設の利用状況

※資料 3（施設の利用実績）参照

8. その他施設に関する特記事項

- (1) 火葬炉設備補修工事記録（直近 5 年）

年度	概要	工事内容	金額
令和 6 年度	火葬炉設備の機能回復を行うための改修工事	主燃炉サイドブロック積替、主燃炉ユニフェルト貼替、主燃バーナータイル打替、主燃・再燃バーナーコンバスター及びフレームコーン取替、火炉台車耐火物取替、燃焼機器更新、再燃炉熱電対取替、コンプレッサー更新	14,850,000 円

年度	概要	工事内容	金額
令和 5 年度	劣化部分の補修及び取替工事	主燃炉コーティング、火炉台車耐火物取替、燃焼機器更新、再燃炉熱電対取替、電動台車オーバーホール	6,490,000 円
令和 4 年度	劣化部分の補修及び取替工事	主燃炉扉側ユニフェルト補修、主燃炉吸込口ユニフェルト補修、再燃炉ベニアリング補修、再燃炉熱電対取替、火炉台車耐火物取替、バグフィルターろ布交換	20,130,000 円
令和 3 年度	劣化部分の補修及び取替工事	主燃炉・再燃炉コーディング、主燃炉熱電対取替、火炉台車耐火物・シール用パッキン取替、煙道点検口蓋取替、残灰及び飛灰集塵機ろ布取替、動力盤・共用設備盤バッテリー取替	4,895,000 円
令和 2 年度	劣化部分の補修及び取替工事（1号炉・2号炉）	主燃炉サイドブロック積替、火炉台車耐火物取替、棺受金物取替	4,510,000 円

(2) 施設・設備修繕記録

年度	概要	工事内容	金額
令和 4 年度	斎場火葬棟空調設備等設置工事	空調設備設置、換気設備設置、空調設備設置に伴う幹線動力設備改修	2,997,500 円

第 2 募集の内容

1. 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者業務は、施設に関する業務のうち、次に掲げる業務とし、その詳細は、施設管理運営業務仕様書に定めるところによるものとします。

- (1) 休場日を変更し、又は休場日を設けること。
- (2) 利用時間を変更すること。
- (3) 施設に特別の設備をし、又は設備を変更することの許可をすること。
- (4) 施設の利用に係る指示をすること。
- (5) 施設の利用の中止を命ずること。
- (6) その他施設を維持管理し、及び運営すること。

2. 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理者業務を行うものとし、その詳細は、施設管理運営業務仕様書に定めるところによるものとします。

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）その他の関係法令並びに条例及び条例に基づく規則の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。
- (2) 施設を利用しようとする者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 施設を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- (4) 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。
- (5) その他市長が定める基準

3. リスク分担

施設の管理運営に関する指定管理者と市のリスク分担は、別表 1（リスク分担表）のとおりとします。

4. 自主事業

次に掲げるところにより、指定管理者業務のほか、自主事業として、指定管理者の責任において自主的に企画・運営する事業で、住民（利用者）サービスの向上、効用の増進等に寄与する事業を実施することができます。

- (1) 自主事業の実施に当たっては、施設の設置の目的との整合性、住民（利用者）サービスの向上要素、事業内容等について、あらかじめ、市と協議を行い、その承認を受けること。
- (2) 管理運営する施設・設備を利用して自主事業を行う場合は、一般の利用者の公平な利用を妨げない範囲で当該施設・設備を利用すること。
- (3) 施設の設置の目的に適合しない用途で使用する場合は、行政財産の目的外使用の許可を受けるものとし、当該使用に係る使用料を負担すること。
- (4) 自主事業の経理は、指定管理者業務の経理と区分して行うこと。

5. 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

6. 業務に必要な経費

指定管理者業務は、市が指定管理者に支払う施設の管理運営に要する経費（以下「指定管理料」という。）その他施設に関する収入をもって行うものとします。なお、斎場使用料は、市が公金として徴収するため、指定管理者の収入としません。

- (1) 指定管理料の支払は、毎年度予算の範囲内で、年度ごとに行うものとし、その支払の時期、方法その他指定管理料の支払に関し必要な事項は、協議の上、年度協定で定めます。
- (2) 指定管理料の額は、施設の管理運営によって過不足を生じた場合であっても、原則として、変更を認めないものとします。

※資料 4（管理運営経費実績）参照

第 3 申請に関する事項

1. 申請に必要な資格

指定管理者の指定の申請をすることができる者は、次のいずれにも該当する法人又は複数の法人により構成されるグループ（以下「共同体」という。）とします。

- (1) 当該施設の設置の目的と類似した施設の管理運営業務について、10 年以上の履行実績を有する者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 指定管理者の指定を受ける能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (5) 津島市指名停止取扱要領による指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 法人市区町村民税、法人税並びに消費税及び地方消費税が未納でない者であること。
- (7) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の労働関係法令の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられ、当該違反が是正された日から 6 月又は当該違反により送検された日から 1 年を経過しない者でないこと。
- (8) 津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 25 年 3 月 19 日付け津島市長・愛知県津島警察署長締結）に基づく排除措置を受けている

法人でないこと。

- (9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けた団体等であること。

2. 申請書類

次に掲げる書類とします。申請書類は、様式の指示があるものを除き、原則として、日本産業規格 A4 の用紙を縦又は横に使用して作成してください。ただし、既存の冊子、刊行物等を添付する場合は、この限りではありません。なお、市が必要と認めた場合は、申請書類の補正及び追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第 1）
- (2) 事業計画書（別記様式 1）
- (3) 収支計画書（別記様式 2）
- (4) 申請に係る法人（共同体による申請の場合は、共同体を構成する全ての法人）に関する書類
 - ア 定款、寄附行為、規約その他これらに代わる書類
 - イ 法人の登記事項証明書
 - ウ 申請を行う日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに直近 2 事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する財務書類
 - エ 申請を行う日の属する年度の前 3 年分の本店等所在地の市区町村民税、法人税並びに消費税及び地方消費税に係る納税証明書
 - オ 法人等概要書（別記様式 3）
 - カ 関連業務実績表（別記様式 4）
- (5) その他市長が必要と認める書類
 - ア 誓約書（別記様式 5）
 - イ 共同体結成届出書（別記様式 6）

3. 募集要項等の配布

津島市ホームページにおいて公表します。

【URL】 <https://www.city.tsushima.lg.jp/>

4. 現地説明会

募集要項及び管理運營業務仕様書の要点の説明を行った後、施設内を巡回案内します。資料は、各自持参とし、質疑は、下記 5 の質問・回答で行うものとします。

- (1) 日時

令和 7 年 8 月 14 日（木・友引）午後 2 時

(2) 場所

津島市斎場

津島市元寺町 2 丁目 59 番地 1

(3) 参加人数

1 申請者につき 2 人以内

(4) 参加申込

令和 7 年 8 月 12 日（火）午後 5 時までに、説明会参加申込書（別記様式 7）を電子メールで下記 10 の担当部局に提出してください。

5. 募集内容等に関する質問の提出・回答

(1) 提出期限

令和 7 年 8 月 21 日（木）午後 5 時

(2) 提出方法

質問書（別記様式 8）により、電子メールで下記 10 の担当部局に提出してください。電子メールの件名は、「津島市斎場指定管理者公募質問（事業者名）」としてください。なお、電子メールの送信事故は、提出者のリスク分担とします。

(3) 回答方法

受け付けた質問の回答は、受付の都度、質問者に対して電子メールで送付します。質問期間終了後は、受け付けた全ての質問の回答（その内容が事業者の独自の提案に関わるものと認められるものを除く。）を津島市公式ホームページで公表します。

(4) 特記事項

回答内容によっては、当該回答をもって募集要領の記載事項の追加又は修正として取り扱う場合があります。

6. 申請書類の提出

(1) 提出期限

令和 7 年 8 月 28 日（木）午後 5 時（必着）

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 10 部

※正本及び副本は、目次・ページ番号等を付けてファイルに綴じ、ファイルの表紙には、施設及び申請者の名称を表記してください。

(3) 提出場所

下記 10 の担当部局

(4) 提出方法

郵送（引受け及び配達の実況及び日時が記録される方法に限ります。）又は持参により提出してください。なお、郵送事故は、提出者のリスク分担とします。

第 4 指定管理者候補者の選考

1. 審査の方法

津島市市民生活部指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申請の内容を総合的に審査し、最も適切に施設の管理を行うことができると認める者（以下「指定管理者候補者」という。）の優先交渉権者を選考します。審査に当たっては、申請者に対するプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

2. 審査の日程

審査は、令和 7 年 9 月 22 日（月）に実施する予定です。申請者に対するプレゼンテーション及びヒアリングの実施の詳細については、各申請者に別途連絡します。

3. 選定委員会

学識経験を有する者その他の外部有識者等で構成する組織で、施設を所管する市民生活部に設置されるものです。

4. 審査の基準

選定委員会における審査は、津島市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第 4 条第 1 項各号に掲げる基準に基づき行います。選定基準ごとの審査の項目、内容、評価基準及び配点は、別表 2（審査基準表）のとおりとします。

5. 審査の実施

審査に当たっては、各委員が行った申請者ごとの採点の評価点を合計した合計評価点が最も高い者を指定管理者候補者の優先交渉権者とし、合計評価点が 2 番目に高い者を指定管理者候補者の次点の交渉権者とします。なお、合計評価点が満点の 60%に満たない者は、交渉権者としません。

第 5 指定管理者の指定及び協定

1. 指定管理者候補者の選定

選定委員会の審査結果の報告を受け、市は、優先交渉権者と協議を行います。協議が調ったときは、当該優先交渉権者を指定管理者候補者として選定します。なお、優先交渉権者との協議が調わない場合は、その協議を中止し、次点の交渉権者と協

議するものとします。

指定管理者候補者を選定したときは、その結果は、審査を受けたすべての申請者に書面で通知するとともに、市公式ホームページ等で公表します。

2. 指定管理者の指定

選定した指定管理者候補者について、議会の議決を経て、指定管理者に指定します。指定管理者の指定をしたときは、その旨を書面で通知するとともに、告示します。

3. 指定管理者との協定の締結

指定管理者候補者の選定に当たり実施した協議を踏まえ、施設の管理に関する事項について指定管理者と協議を行い、協定を締結します。協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定める「包括協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定める「年度協定」とします。

(1) 包括協定の内容

- ア 管理に係る業務の内容
- イ 管理を行う期間
- ウ 市が指定管理者に支払う管理の費用に関する事項
- エ 管理に係る業務に当たって保有する個人情報の適正な取扱いのために講ずる措置の内容に関する事項
- オ 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- カ 業務報告に関する事項
- キ 管理に係る業務における費用、危険及び責任の分担の範囲に関する事項
- ク その他の事項

(2) 年度協定の内容

- ア 当該年度の業務に関する事項
- イ 当該年度に市が支払う管理の費用に関する事項
- ウ その他の事項

第 6 指定管理者業務の実施

1. 業務の再委託の禁止等

指定管理者が指定管理者業務の全部を一括して、又は指定管理者業務の主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることを禁止します。指定管理者業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、市の承認を受けなければなりません。

2. 暴力団の排除

- (1) 施設が暴力団の活動に利用されることにより、当該暴力団の利益になると認めるときは、利用の中止を命ずるものとします。
- (2) 毎年度、指定管理者について、津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けている者でないことを確認します。

3. 情報公開

指定管理者は、津島市情報公開条例（平成 12 年津島市条例第 1 号）第 26 条の規定に基づき、指定管理者業務に係る情報の公開のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市が行う情報公開に協力するものとします。

4. 保険の付保

施設の管理運営上の瑕疵に起因する事故の発生等に対応するため、指定管理者は、利用者に対する損害賠償責任や施設賠償責任等を担保することができる保険に加入するものとします。

5. モニタリングと評価の実施

指定管理者による指定管理者業務について、施設管理運営業務仕様書による業務の実施状況や要求水準の達成状況等について、市が別に定めるガイドラインに従って、モニタリングを実施し、評価を行います。なお、評価の結果は、市公式ホームページで公表します。

6. 監査委員による監査

市の監査委員が市の事務を監査するために必要があると認めるときは、指定管理者に対して、帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

7. 災害等発生時の対応

- (1) 災害等が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その被害を最小限に止めるために必要な対応措置をとらなければなりません。
- (2) 災害等に対して、市が施設の利用制限、応急活動への協力等を要請した場合は、これに最大限協力するよう努めなければなりません。

8. 法令の遵守

指定管理者は、指定管理者業務を行うに当たっては、関係法令を遵守しなければ

なりません。

第 7 指定管理者による業務の継続が困難となった場合の措置等

1. 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、指定管理者は、速やかに、その旨を市に報告するものとします。この場合において、市と指定管理者は、指定管理者業務の継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合は、指定管理者は、市に指定の取消しを申し出ることができるものとします。

2. 市の事情による場合

指定管理者の指定期間中において、市の策定する計画その他の方針により、当該施設を廃止することとした場合その他市の事情により指定管理者業務の継続が困難となった場合は、市は、指定管理者に対し、指定の取消しの協議を求めることができるものとします。

3. その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等市及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により指定管理者業務の継続が困難になった場合は、市又は指定管理者は、それぞれ指定の取消しの協議を求めることができるものとします。

第 8 指定の取消し等

1. 指定の取消し等の事由

次に掲げる事項に該当するときは、市は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 指定管理者が関係法令、条例、包括協定及び年度協定の規定に違反したとき
- (2) 指定管理者が関係法令、条例、包括協定及び年度協定の規定に基づく市の指示に従わず、又は指示によっても業務内容に改善が見られないと認められたとき
- (3) 指定管理者の経営状況の悪化又は不可抗力等により、指定管理者業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき
- (4) 指定管理者が包括協定に基づく報告を行わず、又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- (5) 指定管理者が違法行為を行った場合その他指定管理者に指定管理者業務を行わせておくことが社会通念上著しく不適当と判断されたとき
- (6) 指定管理者が、津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書に

定める排除措置対象法人等に該当すると認められたとき

- (7) 指定管理者から第7の1による申出があったとき
- (8) 第7の2又は3による指定の取消しの協議が調ったとき

2. 指定が取り消された場合等の賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により指定が取り消され、又は指定管理者業務の全部若しくは一部が停止された場合は、指定管理者は、市に生じた損害、損失及び増加費用を賠償しなければなりません。

3. 指定管理者業務の引継ぎへの協力

当該施設の指定管理者業務を行っている指定管理者が、指定期間の終了又は指定の取消しにより、次期の指定管理者又は市に指定管理者業務を引き継ぐ必要が生じた場合は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を提供しなければならないものとします。

第9 申請に関する特記事項

1. 申請書類等の取扱い

(1) 著作権

申請者の提出した書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、当該募集に関して使用する必要がある場合その他市が必要と認めるときは、市は、申請者の提出書類の全部又は一部を無償で複写、転記又は転写により使用することができるものとします。

(2) 特許権等

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いたことにより生じた事象に係る責任は、全て申請者が負うものとします。

(3) 記載内容の変更等の禁止

申請者が提出した書類は、原則として、これを書き換え、差し替え、又は撤回することができません。ただし、市が求めた場合は、申請期間内に限り、申請書類の補正及び追加資料の提出をすることができます。

(4) 返却等

指定管理者候補者の選考に係る審査のため、申請書類を選定委員会委員に配付します。また、提出された書類は、理由の如何を問わず、これを返却しません。

(5) 申請書類の開示

申請書類は、津島市情報公開条例の規定による請求に基づき、指定管理者第三者に開示する場合があります。ただし、同条例第7条に規定する不開示情報に該当する情報（個人に関する情報、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等）は、不開示とします。なお、開示することができる情報であって、指定管理者の選定に影響を及ぼすおそれのあるものは、当該選定後に開示するものとします。

2. 費用負担

申請に係る費用は、全て申請者の負担とします。

3. 失格事項

申請者が次のいずれかに該当した場合は、その者を審査の対象又は優先交渉権者から除外します。なお、指定管理者候補者として選定されている場合は、その選定を取り消すものとします。

- (1) 選定委員会の委員又は募集に関する業務に従事する市職員若しくは関係者に対し、申請について不正な接触の事実が認められた場合
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 第3の1に定める申請に必要な資格を満たしていないことが判明した場合、又はその資格を満たさなくなった場合
- (4) 申請者による業務の履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為その他選定の結果に影響を与える不誠実な行為により、申請者が指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと市が認めた場合
- (6) その他不正の行為があったと市が認めた場合

4. 業務開始前における指定の取消し

指定管理者の指定を受けた者が指定管理者業務を開始する前において、次のいずれかに該当した場合は、その指定を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由がないのに、協定の締結に応じない場合
- (2) 3の各号のいずれかに該当する場合

5. その他

- (1) 当該施設に複数の申請（共同体の構成員としての申請を含む。）をすることはできません。
- (2) 共同体による申請をした場合は、原則として、その申請後における共同体の代

表者及び構成員の変更は、認められません。

- (3) 申請書類提出後に申請を辞退する場合は、指定管理者指定申請辞退届出書（別記様式 9）により届け出るものとします。

第 10 担当部局

津島市 市民生活部生活環境課（環境保全グループ）

住 所 〒496-8686

愛知県津島市立込町 2 丁目 21 番地（市役所本庁舎 2 階）

電 話 0567-55-9368（ダイヤルイン）

電子メール kankyou@city.tsushima.lg.jp

別表１ リスク分担表

分担：[A] 市、[B] 指定管理者、凡例：▲事由に応じて協議

リスクの種類		リスクの内容	分担		備考
			A	B	
政治・行政リスク	政治・行政上の事由	政策変更、議会等に伴う業務の継続支障やコストの増加に関するもの	●		
	法令・制度の変更	施設の管理に直接影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの	●		
		指定管理者に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの		●	
	税制の変更	施設の管理に直接影響を及ぼす税制の変更に関するもの	●		
		指定管理者に影響を及ぼす税制の変更に関するもの		●	
経済リスク	物価等の変動	物価変動、金利変動等に伴うコストの増加に関するもの		●	
社会リスク	住民問題	施設の設置に係る住民運動、訴訟、要望等に関するもの	●		
		施設の管理運営に係る住民運動、訴訟、要望等に関するもの		●	
	第三者賠償	施設自体の瑕疵その他指定管理者の責めに帰すべき事由以外の事由による損害に関するもの	●	▲	
		施設の管理運営の瑕疵による損害に関するもの	▲	●	
	環境問題	施設の設置に伴う環境問題に関するもの	●		
		施設の管理運営に伴う環境問題に関するもの		●	
異常事態リスク	不可抗力	大地震、風水害等の自然災害、騒乱、暴動、感染症その他市及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によるコストの増加、業務の履行不能等に関するもの	●	▲	

リスクの種類		リスクの内容	分担		備考
			A	B	
管理運営リスク	修繕	通常の維持管理又は毀損したものの原状回復に関するもの	▲	●	経費の額が一定の基準を超える場合は、協議すること。
		計画修繕及び大規模修繕に関するもの	●		
		指定管理者の発意による維持補修・改良・更新に関するもの		●	
		経年劣化その他指定管理者の責めに帰すべき事由以外の事由による更新に関するもの	●		
	損害賠償	管理運営上の瑕疵による損傷に係る賠償に関するもの		●	
		事故、火災等による損傷に係る賠償に関するもの	▲	●	
		利用者の責めに帰すべき事由による損傷に係る賠償に関するもの	●	▲	
	物品購入	管理運営に伴い必要となる物品の調達に関するもの	●		対象物品の判断基準は、仕様書で定めるところによる。
	債務不履行	サービス水準の未達その他指定管理者の債務不履行による損害の発生に関するもの		●	
		市の債務不履行による損害の発生に関するもの	●		
	需要変動	施設利用者の減少による収入の減少に関するもの		●	
		利用者の急増加等による業務量及びコストの増加等に関するもの	▲	●	
	苦情等対応	施設利用に際してのサービス内容についての苦情等に関するもの	▲	●	
	自主事業	自主事業の企画・運営に伴う一切の事項に関するもの		●	

別表 2 審査基準表

審査基準		審査の観点	配点
1	市民の平等な利用が確保されること。	利用者の平等な利用を確保するための方針、具体的な手法及び期待される効果	確保されない場合は、失格
2	事業計画書の内容が公の施設の設置の目的を最も効果的に達成するものであること。	施設の設置目的と施設の管理運営の理念、運営方針等の整合性	50
		施設の的確な運営業務の確保と関係主体との連携等	
		施設の利便、安全等の向上その他利用者サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果	
		施設の的確な維持管理と施設稼働の安全性・安定性の確保の手法	
		効果的かつ効率的な施設の管理運営の取組の実現性・効果	
		申請者の取組姿勢の積極性	
3	事業計画書の内容が公の施設の管理に要する経費の縮減が図られるものであること。	効果的かつ効率的な施設の維持及び運営を確保するための経費の妥当性及び経済性	10
4	事業計画書に沿った管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有していること。	業務体制（指揮系統、人員配置、業務の再委託等）の適正性	40
		災害、事故等の緊急事態対応の確実性	
		管理業務の透明性、セキュリティ及び法令遵守の確保	
		申請者の類似業務実績、経営基盤・業務継続の安定性	
配点合計			100